（様式２）

生涯学習センターの管理業務に関する事業計画書

（法人等の名称　　　　　　　　　　　）

〔記載上の注意〕

※用紙はＡ４版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※当該事業計画について、申請後差し替えは認めないので、内容を十分に吟味して記載してください。

１　生涯学習の普及振興に関する基本的な考え方

（１）生涯学習センターの指定管理者を希望する理由

（２）生涯学習の普及振興に関する基本方針

（３）生涯学習の振興を図るための学習相談の実施計画

（４）県内生涯学習団体への支援の実施計画

（５）団体交流室入居団体への支援の実施計画

（６）生涯学習展示コーナーの企画・運営計画

（７）ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営計画

（８）生涯学習センターを活用しての、県民の生涯学習の振興を図るための自主事業の実施計画

（９）とっとり県民カレッジ講座の企画、運営計画

（１０）生涯学習情報の提供に関する業務の実施計画

（１１）生涯学習センターの利用促進を図るための業務の実施計画

（注）次の事項を加味して記載すること。

・生涯学習に取り組む個人・団体等の交流促進を行うための具体的な提案

・県内社会教育関係団体等との信頼関係の構築及び連携促進を行うための具体的な提案

（１２）高校生等の自主学習支援に関する業務の実施計画

（１３）過去の生涯学習・社会教育に関する事業実施実績

２　管理運営の基本的な考え方

（１）管理運営の方針

（注）公平な利用の確保、利用者へのサービス、収入確保と経費の節減、県との連携確保などの方針について記載すること。

（２）他の施設管理の実績

（注）公の施設、同種の施設等の管理をしている場合には、当該施設名等を記載すること。

３　県教育委員会との連携調整に係る基本的な考え方

（１）県教育委員会が行う事業に対する優先利用の確保策

（２）県教育委員会との連携及び調整方策

４　管理の基準・サービスの提供内容

（１）開館時間の考え方と設定内容

（２）休館日の考え方と設定内容

（３）利用料金表とその考え方

（４）利用料金の減免基準とその考え方

（５）施設設備の維持管理、衛生環境確保に向けた考え方

（注）利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。なお、清掃業務については具体的な提案内容を記載すること。

（６）外部委託の考え方

（注）管理業務の一部を外部委託する場合には、その業務内容及び委託先選定方法など、外部委託の考え方を記載すること（グループによる応募の場合も同様）。

（７）自動販売機設置の考え方

（注）現に設置しているものを含め自動販売機を設置する計画があれば、設置台数、種類、設置場所等を記載すること。

（８）レストラン設置の考え方

（注）自主又は委託の別、洋・和風の別、営業時間、料金設定等を記載すること。また、現に利用許可している事業者の扱い等について記載すること。

（９）パソコン研修室の活用方策

（注）パソコン研修室そのものについて有効活用する計画について記載すること。（パソコン研修室として使用する場合には、パソコン等を整備する必要がある。）

（１０）施設利用者へのサービスの向上策

（注）施設利用者へ提供できるサービスの向上策があれば記載すること。

（１１）個人情報の保護への対応

（注）生涯学習センターの利用者等の個人情報の管理体制や考え方について記載すること。

（１２）情報の公開への対応

（注）生涯学習センターの管理に係る情報の公開に対する考え方について記載すること。

５　事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

（１）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

（２）緊急時の体制・対応

（３）利用者の苦情等トラブルの未然防止方法と対処方法

６　利用者等の要望の把握及び対応方針

７　組織及び職員の配置等

（１）管理運営の組織

（注）指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を（　）書で併記すること。実施体制の考え方、施設長の人選についての考え方などを記載すること。

〔組織図の記載の参考例：別紙でも可〕

施設長　――　○○ ――　△△

（１）　　　 （　）　　 （　）

　　　　　　　　　　　　　　　 ××

　　　　　　　　　　　　　　　（　）

（２）職員の職種等

（注１）組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、月勤務日数、従事する業務、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のものを記載すること。

（注２）人件費の合計額（Ａ）は、収支計画書〔様式３〕の指定管理開始年度の人件費の額と一致させること。

（注３）次の資格を有する者の資格等欄に当該資格名を記載すること。

・防火管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者

（注４）実際の運営に当たっては、ここで示された人数を下回ることはできないこと。

〔職種等の記載の参考例〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種  （職名） | 雇用関係 | 月勤務日数 | 担当する業務  内容 | 資格等 | 現在の施設職員の継続雇用の可否 | 人件費  （千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  | （Ａ） |

（３）現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

（注）熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従業者の雇用の安定の観点から、現在、生涯学習センターの管理運営に従事している職員のうち、引き続き当該業務に従事することを希望する職員の雇用について配慮することとし、継続雇用についての考え方を記載すること。

（４）日常の職員配置

（注）１日の標準的な職員配置（勤務時間帯と職種がわかるもの）とその考え方を記載すること。

〔職員配置の記載の参考例：別紙でも可〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 配置場所 | 職員配置の  時間帯 | 職名 | | | | |
| 管理事務室  （受付） | ～ |  |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |  |
| 学習相談 | ～ |  |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |  |
| 機械電機設備の操作及び利用者指導 | ～ |  |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |  |
| 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）対応 | ～ |  |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |  |
| その他 | ～ |  |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |  |

（５）人材育成

（注）接遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

（注）指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

（６）各種構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

（注）複数の法人等による応募の場合は、構成団体間で定める協定書（経営の基本事項）の内容について、記載すること。（グループ代表者の権限、構成員の役割、経費に関する連帯責任の割合など。）

（７）障がい者又は高齢者の雇用計画

（注）障がい者及び高齢者（６５歳以上）の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職種  （職名） | 雇用関係 | 月勤務  日数 | 従事する業務内容 | 人数 | 備考 |
| 障がい者 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 | | | |  |  |
| 高齢者 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 | | | |  |  |

８　関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

（募集の受付期間の最終日から起算して３年前の日までの間）

（注）労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、食品衛生法、その他施設の維持管理・運営に関係する法令について記載すること。

９　委託、工事請負の発注予定

（１）発注予定

（注）指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内に無いなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。

〔委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 内容 | 期間 | 金額  （概算） | 発注先 | 選定  方法 | 県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由 |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |

（２）障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

（注）指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内に無いなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。（障がい者就労施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。）

〔委託の記載の参考例：別紙でも可〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 内容 | 期間 | 金額  （概算） | 発注先 | 選定  方法 | 県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由 |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |
|  |  |  |  | 県内・県外 |  |  |

１０　法人等の社会的責任の遂行状況

（１）障がい者雇用

（注）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率２．３％が適用されており、常用労働者数４３．５人以上の企業で、１人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

〔申請書の提出時点において該当する項目にレ点を付してください〕

ア　常用労働者数４３．５人以上の事業者であり、

□　法定雇用率を達成している。（令和５年６月１日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告」の写しを添付すること。）

□　法定雇用率を達成していない。

イ　常用労働者数４３．５人未満の事業者であり、

□　障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること）

□　障がい者を雇用していない。

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認定を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

（２）男女共同参画の推進

（注）男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成１６年２月９日男女第２５０号）により認定された事業所

〔申請書の提出時点において該当する項目にレ点を付してください〕

□　男女共同参画推進企業に認定されている。（認定書の写しを添付すること。）

□　男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

□　男女共同参画推進企業に認定されていない。

□　その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている（認定証等の写しを添付すること。）

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認定を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

（３）ＩＳＯ14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

（注）鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成１９年７月９日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。ＴＥＡＳⅠ種及びⅡ種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施

〔申請書の提出時点において該当する項目にレ点を付してください〕

ＩＳＯ14001又はＴＥＡＳⅠ種規格若しくはⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

□　認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

□　ＩＳＯ14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）I種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。

□　認証登録されていない。

□　その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認証を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

（４）家庭教育推進協力企業としての協定締結

（注）家庭教育推進協力企業制度：企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでいただける企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を締結

〔申請書の提出時点において該当する項目にレ点を付してください〕

□　家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。（協定書の写しを添付すること。）

□　家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

□　家庭教育推進協力企業制度の契約手続き中であり、指定管理期間開始までに締結見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

（５）あいサポート運動に係る取り組み

（注）あいサポート企業等：あいサポート運動実施要綱（平成２３年４月１日第２０１１０００００８３０号）により、認定された企業又は団体。

〔申請書の提出時点において該当する項目にレ点を付してください〕

□　あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

□ あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※認定手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。

□　あいサポート企業等に認定されていない。

□　その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている（認定証等の写しを添付すること。）

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認証を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

１１　その他の計画等

（１）管理業務の移行計画

（注）令和６年４月１日から指定管理を担う法人等を移行する場合の団体の移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現指定管理者からの業務引継ぎ、円滑な管理をしていく上での法人等の現状の課題と対応策等）について記入してください。

（２）その他（特記すべき事項があれば記入してください。）